

しっとく

知っ得♥消費生活ニュース

クーリング・オフが電子メールでも 可能になりました！

～発信した証拠は保管しておきましょう～

特定商取引法の改正により、6月1日から従来の書面（はがきなど）に加え、電子メールや業者のウェブサイト上のクーリング・オフ専用フォーム、FAXなどの電磁的記録でもクーリング・オフが可能になりました。



クーリング・オフ通知 記載例

〒	
宛先:	<u>xxxxxxx@xxxxx.co.jp</u>
件名:	<u>クーリング・オフ通知</u>
株式会社	〇〇〇〇
代表	〇〇 〇〇様
クーリング・オフを通知致します。	
契約日	〇〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇
契約金額	〇〇〇〇〇円
販売会社	〇〇株式会社 〇〇営業所
担当	〇〇
申出日	〇〇年〇月〇日
住所	〇〇市〇〇町〇〇-〇
氏名	〇〇 〇〇

メール等で通知する場合の注意点！

1. 事業者が指定した方法（電子メール、WEBフォーム、SNSなど）で発信する。不明な場合は、はがきを簡易書留または特定記録郵便で送る。
2. 送信エラーになっていないか確認する。
3. 送信済みのメール、SNS、WEBフォーム（通知内容と通知した日付がわかるデータ）を印刷するか※スクリーンショットなどで保存する。
4. 事業者とのメールやSNSのやり取りも保存する。
5. 支払い済みの金銭は返金を要求し、商品を受け取っていたら、引き取りについても書いておく。
6. 個別クレジットで支払った場合は、クレジット会社にも必ず通知する。

※スクリーンショットとは、スマートフォン等の操作画面の表示状態をそのまま「撮影」して画像化する機能。

クーリング・オフについての詳しい説明は裏面へ→

クーリング・オフ制度とは？

クーリング・オフとは、訪問販売などで契約した場合に、一定の条件を満たしていれば、消費者が無条件で一方的に契約を解除できる制度です。クーリング・オフをするには、決められた期間内に、消費者から販売会社にハガキやメールなどで通知する必要があります。



クーリング・オフができる取引と期間

販売形態	期間
訪問販売	8日間
電話勧誘販売	8日間
訪問購入	8日間
特定継続的役務提供 (エステ、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)	8日間
連鎖販売取引 (マルチ商法、ネットワークビジネス)	20日間
業務提供誘引販売 (モニター商法など仕事の紹介を伴う契約)	20日間

クーリング・オフができない取引

- ・自分から店舗に出向いて商品を購入した
- ・**通信販売** (テレビショッピング、ネットショッピング、カタログ、チラシ等)
- ・訪問販売・電話勧誘販売で、3,000円未満の商品を現金で支払った
- ・化粧品や健康食品などの消耗品で、商品の全部または一部を使用した
- ・自動車の購入やリース、葬儀の契約等

お知らせ

鳥取県消費生活センター 多重債務・法律相談会 (10月・11月分／中部会場)

弁護士、司法書士による無料の面接相談です。ただし、新型コロナウイルスの感染状況などによっては、オンライン相談になる場合があります。秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。(事前予約制)

日付：10月21日(金)
11月18日(金)

時間：13:30～15:00

場所：倉吉交流プラザ
第1、第2研修室

【消費生活に関する相談窓口】

中部消費生活センター ☎ 0858-22-3000

相談時間：火曜日～土曜日 / 午前9時～午後5時30分

月曜日・祝日の翌日 / 午前8時30分～午後5時 (電話相談のみ)

「消費者ホットライン」 ☎ 188

